

固定負債にリース設備引揚準備金が計上されているが、この引当金の計上基準を決算書類の重要な会計方針において明記すべきである。

アイメッセ山梨の指定管理について、施設利用承認に関して利用規程等に則った事務処理等が行われていないものがあつた。

- ・施設利用料が納期までに納入されなかつた場合の取扱い
- ・条例に基づいて事前の利用承認が行われなかつた事例
- ・利用承認申請に対し、利用承認が速やかに行われなかつた事例

(7) 県からやまなし産業支援機構に対し、「やまなし人材確保支援サイト(無料職業紹介事業)」に係る求人開拓等委託業務」を委託している。

この委託費は平成18年度・19年度に400万円づつ県から支払つていり、最終的に求人と求職がマッチした件数は18年度6名、19年度13名となつている。現状では効果が薄く、事業の見直しを行うか(ハローワークの活用や民間委託等)、廃止も検討すべきである。

(8) 設備貸与事業に係る債権については、正常債権から破綻債権まで回収状況に依りて4分類し、それぞれの分類に応じた回収不能予定額を貸倒引当金として計上している。

しかしながら、弁済義務額を半額以下に条件変更した相手先に係る債権について正常債権として分類している例がみられ、回収不能予定額が少なく計上されている虞れがあるため、貸出先分類に再検討が必要である。

平成20年度決算から、決算書類の重要な会計方針においてリース設備引揚準備金の計上基準を明記した。

指摘事項について規程に則つて行うよう指導した。
今後についても法令等を遵守し、より一層適正な事務処理を行うよう厳正な指導監督を行つていく。

現下の雇用情勢が極めて悪化していることから、当事業は求職者のための就業支援事業に見直しを図つていく。
求人開拓等委託業務については、求職者開拓をやまなし・しごと・プラザの窓口等において、県が直営で実施することにより委託料の削減を図つていくこととし、21年度予算にて対応した。

貸出条件が変更された債権については要注意先債権に分類するなど、より適正な信用格付けを行う措置を講じた。

山梨県信用保証協会

県信用保証協会は全国ベースで考察した場合、代位弁済率はワースト3、基本財産の悪化状況もワースト3となつている。

このような状況の中、平成17年度に平成20年度に黒字化するという経営改善計画を策定したが、黒字化が困難となつた。平成20年度以降、新たに経営改善計画を策定することが想定される。

①派遣職員(常務理事)への県人件費補助、②過去6期連続して赤字、③収支差額変動準備金875百万円及び基金準備金235百万円を取り崩していること等を総合的に勘案すれば、経営改善計画の中に収益及び費用の改善対策のさらなる見直しを検討する必要がある。

(財) 山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター

(1) 土地所得価額 44,189,071 円の中に橋梁工事代 10,784,000 円、舗装工事代 2,460,000 円、植栽工事代 4,280,000 円等が含まれているため、土地代から除いて構築物勘定に振替えて減価償却を実施すべきである。現状では、土地勘定で(非償却資産)で処理しているため費用化することができないので適切に会計処理すべきである。

(2)

① 昭和60年9月に寄贈を受けた絵画2件について、著名な作家の作品もあり相当の価値があると考えられる。会計上公正な評価額で備品として計上する必要がある。

② 土地3筆について借入金の担保に供しているもので、その旨を新公益法人会計基準に準拠して財務諸表注記すべきである。

平成21年4月、平成24年度の収支黒字化を目標とする経営改善計画を策定した。

本計画においては、①要代位弁済保証債務を早期に代位弁済し保証債務の良質化を図る ②金融機関との提携保証の促進により事故率の低下を図る ③保証後管理を徹底し再生支援に努める ④求償権管理の徹底及び回収を強化することなどにより収益を増加させるとともに、①事務改善 ②人件費の抑制などにより費用を削減することを主な対策としており、これらに基づき経営改善に取り組んでいる。

平成20年度決算において、土地と構築物を区分し会計処理を実施した。
(H19分の振り替えとして)
・土地 26,665,071 円、4件
・構築物 17,524,000 円、3件
構築物については、過年度に遡及して減価償却を実施した。

寄贈を受けた絵画2点については、寄贈元等に調査をして平成20年度決算で備品に計上した。

平成20年度決算で「財務諸表の注記」に記載した。

<p>③ 財団の構築物（看板塔、外灯、フエンス等）、器具備品、展示用設備は、甲府市に償却資産として償却資産税の申告を行う必要があるが、現状で申告が取得価格ベースで161万円行われていない。</p>	<p>平成21年1月30日付けで甲府市に申告した。</p>	<p>月売上分（4,130,947円）の合計額6,289,054円を計上すべきであったが、平成20年3月31日入金金の3件（39,494円）が未計上であったため、帳簿上の6,249,560円となっていました。</p>
<p>(3) ① 預かり金の中に23年前からの公衆電話手数料収入が878,952円含まれているので雑収入として利益に計上すべきである。</p>	<p>平成21年1月23日に雑収入に計上した。</p>	<p>平成20年度決算で出資証券を資産に計上した。 切手類販売台帳は今回の包括外部監査時に整理済みであり、過大額2,180円は、平成21年1月15日に雑収入に計上した</p>
<p>② 財務諸表の注記で満期保有目的の債権について、時価の開示及び評価損益が記載されていない。また、満期保有目的以外の債権は時価評価することになっているが、流動資産に計上されている有価証券が時価評価されていないので、新公益法人会計基準に準拠した処理が必要である。</p>	<p>流動資産に計上されていた有価証券は全て満期保有目的の債権であるため、債権4口は、流動資産から固定資産に振替えることとし、平成20年度決算で時価及び評価損益を注記した。</p>	<p>甲府市においても、平成21年度から市OB職員への退職手当を支給しないこととなった。 当財団においても、平成20年度第2回理事会において地方公共団体OBについて退職金の支給を行わないこととして、センター退職規程を一部改正した。</p>
<p>③ 書籍販売に伴うつり銭10,000円が決算報告からもれている。また、手許現金が5円現金出納帳より多いので、両方を雑収入に計上する必要がある。</p>	<p>平成20年12月9日に雑収入に計上した。</p>	<p>平成21年3月末に使用しているインターネットホン以外の7点については、棄却処分した。</p>
<p>(4) ① 退職引当金が平成19年度末に256,164円過大に計上されている。また、決算報告書の退職給与引当金の科目は、退職給付引当金である。</p>	<p>県OBへの退職金不支給に伴い生じた過大計上分は、平成20年度決算で適正な引当金を計上するとともに平成20年度決算で科目の修正を行った。</p>	<p>契約書に基づき入金・納入を徹底する。</p>
<p>② テナント預かり金が287,865円足りない。毎月々の預かり金の残高チェックを行うとともに、今回の差異原因を明確にすべきである。</p>	<p>テナント預かり金はカード売上を計上しているのではなく、テナント分の売上のカード会社からの入金をテナント預かり金として入金時に計上している。 3月末の残高は、テナントに支払っていない1月売上分(2,158,107円)及び2</p>	<p>平成20年度後期分からは、契約書どおり請求督促を実施し、納入されている。</p>
		<p>(5) ① 当財団の役員の退職手当規程に支給制限が規定されているが、これは、派遣法に基づくものであるため地方公共団体のOBは除かれる。しかし、県からの通達により県のOBには平成18年度より退職金を払わないこととなったが甲府市のOBについては明確となっていない。現状の規程では、甲府市のOBである常勤役員(常務理事)に退職金が支払い可能と考えられるが、山梨県OBとの整合性について、同じ地方公共団体として検討する必要がある。</p>
		<p>(6) ① 展示販売フロア使用契約書・賃貸借契約書など大部分が実態とあっていないので契約書どおりの対応が必要である。 ・展示フロア使用契約書によると年間使用料は4月・10月の各10日まででその二分の一を支払うもの</p>

とあるが、19年度は契約どおり支払われているのは22団体のうち前期が1団体、後期がゼロであった。

・販売協同組合との展示販売フロア使用契約書によると「展示販売フロア総売上額の11%を毎月財団に納付すること」となっているが、実際は総売上額のうち当月現金売上およびカード売上の当月現金回収金額の合計の11%となっている。

・展示販売フロア使用料契約書に定められた使用料金額(年額 38,000円税込)と実際に入金された金額(39,900円)が異なっていた。

・賃貸借契約書4件は、賃料を毎月25日までに翌月分をもらうこととなっているが、実際は当月分を25日にもらっている。

② ネット工業組合(使用業者はA社とB社)との契約書は、A社倒産後1年以上も新たな契約を締結しないままの状態である。今後、使用料決定に至るまでの流れ・文書保存を徹底するとともに、早急に正式な契約を交わす必要がある。

(7) 正味財産増減計算書の指定正味財産増減の部における一般正味財産への振替額 23,779,091円は根拠のない数字である。
補助金を受け入れて取得した資産について平成18年度決算に遡り明確にして、一般正味財産への振替額を確定すべきである。

販売手数料については、平成21年1月請求分から契約書どおり総売上げべースで請求処理を行っている。

平成21年3月23日に契約書を適切な表示に訂正した。

平成21年1月分から、契約書どおりの取り扱いをしている。

その後、書類調査を実施したところ、平成19年10月1日に契約されていたことを確認した。

平成20年度決算において、平成18年度決算(新会計基準の開始)に遡り、指定正味財産と一般正味財産の区分を訂正した。

(8) ① 収支計算書の次期繰越収支差額が9,273,428円多く計上されているので、差異内容を調査検討し修正を行う必要がある。

② 貸借対照表の基本財産預金、建物修繕預金、減価償却引当預金はすべて預金ではなく有価証券である。過去から表示科目が誤っているので、修正する必要がある。

(財) 山梨県郡内地域地場産業振興センター

(1) 平成5年3月に取得したデザインフラインクシステム一式及びNCC加工システム一式3次元加工機械は、ともに平成14年度以降現在まで、全く使用されていない。また、どちらの備品も正しく減価償却を計算すれば現在は残存価格以下であるので、正しい償却計算が行われてこなかった。さらに当該備品のため商品開発室自体が倉庫化している。この2つの備品は廃却して固定資産廃却損を計上すると伴に、倉庫化している商品開発室を廃らせることが必要である。

(2) 正味財産増減計算書における「経常収益」と「指定正味財産増減の部」について、整合性がない処理が行われており、現状では指定正味財産期末残高が27,230,000円過大に表示されているため検討することが必要である。

(3) ① 退職給与引当金の残高が過去の退職手当規程の支給率を適用していたため、455,989円過大に計上されていた。改定後の退職手当規程に準拠して計算する必要がある。

差異内容は平成15年度決算での収支計算書収支差額の算出誤りによるもので、平成20年度決算で修正した。

平成20年度決算において、適正な科目表示に修正した。

当該備品を廃却し、固定資産除却損を平成20年度会計へ計上した。
当該備品の処分費については、平成2年度当初予算で協議するが、当面は、商品開発室を半分に仕切り、半分を貸し出すこととする。

受け入れ時に指定正味財産へ記載した補助金については、一般正味財産への振り替えを行っており、指定正味財産期末残高が過大に表示されていないことを確認した。

改定後の規程に基づき計算し、引当金を平成20年度決算で計上した。

<p>② 経営安定基金引当金 6,451,732 円は、重要な会計方針の「引当金の計上基準について」に計上基準が示されておらず、また、利益留保性の引当金であることから全額取り崩して、利益に計上すべきである。</p> <p>③ 平成19年度決算に委託料として525,000円が計上されているが、その役務の提供は平成20年度において費処理すべきである。つまり期ズレによる委託料の計上が行われている。</p> <p>(4)</p> <p>① 固定資産について、過去棚卸を行っていないため、実際にはないものが計上されていた。棚卸を行い現物が無いものは固定資産除却損を計上する必要がある。また、備品シールが一部貼付されておらず、台帳と現物を容易に付き合わせることが困難なものもあった。備品管理の徹底を図る意味からも備品シール等を貼付する必要がある。</p>	<p>平成20年度決算で経営安定基金引当金を全額取り崩した。</p> <p>今後、期ズレが発生する場合は、次年度会計で対応する。</p>	<p>理すべきである。</p> <p>③ 出資証券の現物が無いものが1件あった。出資証券の現物管理を正しく行うと伴に残高証明書を入手することが望ましい。</p> <p>(5) 当財団の施設利用状況・施設利用料等を改善すべきと考える。</p> <p>① 商品開発室は、当初1時間当たりの施設利用料が平日2,900円、土日・祝日3,190円となっていたが、現在は倉庫としている。</p> <p>② 玄関ホール約60坪は、県と財団の共有部分であり、そこにかかる費用については共有持分に応じて負担すべきである。またそこから得られる手数料収入も共有持分に応じて按分すべきと考える。</p> <p>③ ②以外の共有部分(機械室、事務室、トイレ、倉庫、エレベーター、廊下等)の管理費用については、現在当財団が負担しているが、共有持分に応じて費用を負担すべきである。</p> <p>(6) 当財団が山梨県から、462,972千円の高度化資金の借入を行い(平成3年～5年)、現在の地場産業センター建設資金の一部としている。この借入に伴い、山梨県は建物に抵当権を設定しているが、財務諸表の注記に「担保に供している資産」についての記載が行われていない。</p> <p>(7) Fujiiはぎれアートコンテストは、当財団とは別の実行委員会が主催となっており他団体から補助金を受け事業を行っている。問題点は</p>
<p>固定資産の備品の中に取得価格100,000円未満のものが59件も計上されているので、会計規程において、固定資産として計上すべき備品の金額を明確にすること。</p> <p>建物633百万円(平成4年12月取得)については、本来建物と建物附属設備に分けて計上すべきであった。</p> <p>② 簿外の口座が一つあり、当該口座の利息分4,631円が決算報告書に反映されていなかった。適切に会計処</p>	<p>会計規程において、固定資産として計上する備品を「取得価額10万円以上のものに限る」と規定した。取得価格100,000円未満の備品について、固定資産除却損として処理し、平成20年度決算へ計上した。</p> <p>今後は、附属設備分を別に計上することとする。</p>	<p>室内にある大型備品の撤去に日数を要するため、当面は部屋を半分に仕切り、半分を貸し出すこととする。</p> <p>共有部分の費用負担のあり方については、協議している。</p> <p>平成20年度財務諸表に対する注記に、担保に供している資産について記載した。</p>
<p>簿外の口座の利息は、収入として処理する。利息分4,631円は、平成20年度会計へ計上した。</p>	<p>簿外口座の利息は、収入として処理する。利息分4,631円は、平成20年度会計へ計上した。</p>	